

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第 3-1 部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------|------|---|--|-------------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二条 第1項 | 安全原則 | 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 4 | 箇条 4 一般要求事項（JIS C 8471-1（以下、第 1 部）の規定による。） ケーブルトランキング及びダクティングシステムの金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、収納された電線又はケーブルの機械的保護を確実にを行うように設計され構成されてなければならない。 | |
| 第二条 第2項 | 安全原則 | 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 9 9.1 | 箇条 9 構造 9.1 構造一般（9.1.1、9.1.4、9.1.5、9.1.8 及び 9.1.9 を除き、全細分箇条を含む。） 金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、次の構造でなければならない。 ー金属製線びと金属製線び用附属品を電氣的に接続する ー一種金属製線び及び二種金属製線びは、端部を管軸に対して直角に切断する ー附属品及びボックスを構成する部品の固定に小ねじを使用する場合、小ねじを正しく取り付けるとき、電線を損傷しない ー電気機器（開閉器、接続器等）を固定するねじは、電気機器が脱落しないように固定できる ー一種金属製線び用の附属品で、ベースをもたないものは、電線が直接造営材に接触しない | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|-------------|--|--|-------------------------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二条 第2項 続き | | | | | <ul style="list-style-type: none"> — 一種金属製線び用の附属品の端面は、軸に対して直角に切断する — 二種金属製線び用の附属品は、ねじ等によって本体へ固定できる — 一種金属製線び及び一種金属製線び用のボックスは、壁又は造営材に固定できる — ノックアウトがある附属品及びボックスは、輸送中及び施工中にノックアウトが外れない — 金属製電線管と接続するための開口部がある附属品及びボックスは、規定する電線管を挿入できる | |
| 第三条 第1項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 12 12.1 12.1.1 | 箇条 12 電气的特性 12.1 感電防止 12.1.1 金属製線び、金属製線び用の附属品及び金属製線び用のボックスは、“電気設備の技術基準”及び施工説明書に従って組み立て、施工したとき、金属外郭部分の導電性部分は、感電防止、地絡事故及び短絡事故のとき電気が流れるように、効果的な接地ができる構造でなければならない。 | |
| 第三条 第2項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 7 7.3 7.4 | 箇条 7 表示 7.3 金属製線び用のスイッチボックスは、高さを印刷物に明示しなければならない。 7.4 製造業者又は責任がある販売業者は、適切で安全な輸 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第 3-1 部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|----------------------|------------------|---|--|---|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第 三 条 第 2 項 続き | | について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。 | | | 送、保管及び使用に必要な全ての情報を、必要に応じて印刷物に記載しなければならない。 | |
| 第四条 | 供用期間中における安全機能の維持 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 9 9.1.5 箇条 10 10.102 箇条 13 13.1 13.2 | 第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 9 構造 9.1.5 金属製線びシステムは、さび、腐食などの外的影響に対してさび止めを行い、外的影響に対する十分な耐性をもたなければならない。 箇条 10 機械的特性 10.102 ねじ強度試験 電気アクセサリを取り付けるためのねじは、10 回のねじの締めつけ、外しを行い、ねじの破損又はねじの再使用ができなくなるような頭又はねじの損傷があってはならない。 箇条 13 外部の影響 13.1 組み立て、使用される金属製線び、附属品及びボックスは、外的影響に対して十分な耐性をもたなければならない。 13.2 耐食性試験 耐食性試験で、表面に膨れ、剥がれ又はさびがあってはならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第 3-1 部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|--------------|--------------------|--|--|---------------------------------|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第五条 | 使用者及び使用場所を考慮した安全設計 | 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 7 7.4 | 箇条 7 表示 7.4 製造業者又は責任がある販売業者は、適切で安全な設置に必要な全ての情報を、必要に応じて印刷物に記載しなければならない。 | |
| 第六条 | 耐熱性等を有する部品及び材料の使用 | 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 9 9.2 | 箇条 9 構造 9.2 材料（全細分箇条を含む。） 主要構造部分の材料に対し、規定した材料を使用しなければならない。 | |
| 第七条 第 1 号 | 感電に対する保護 | 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 12 12.1 12.1.2 | 箇条 12 電気的特性 12.1 感電防止 12.1.2 金属製線び用のボックスは、通常の用途で電気機器を組み込んだとき充電部とボックスとの空間距離は、6 mm 以上なければならない。 | |
| 第七条 第 2 号 | 感電に対する保護 | 二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 12 12.1 12.1.1 | 箇条 12 電気的特性 12.1 感電防止 12.1.1 金属製線び、金属製線び用の附属品及び金属製線び用のボックスは、感電防止、地絡事故及び短絡事故のとき電気が流れるように、効果的な接地ができる構造でなければなら | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|-------------|---|--|------------------------------|---|---------------------------|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第七条 第2号 続き | | | | 12.2 12.3 12.4 | ない。 12.2 電気的要求事項（全細分箇条を含む。） 金属製線び及び附属品は電気的連続性があり、感電防止のために効果的な接地ができる構造でなければならない。 12.3 ボンディングに対する電気的連続性試験 金属製線びとカップリングの抵抗は、 $5 \times 10^{-3} \Omega/m$ 以下でなければならない。 12.4 接地抵抗 一種金属製線びは試料の両端のベース間及び二種金属製線びは試料の本体間の接地抵抗は、 0.05Ω を超えてはならない。 | |
| 第八条 | 絶縁性能の保持 | 電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 12 12.1 12.1.2 | 箇条 12 電気的特性 12.1 感電防止 12.1.2 金属製線び用のボックスは、通常の用途で電気機器を組み込んだとき充電部とボックスとの空間距離は、6mm以上なければならない。 | |
| 第九条 | 火災の危険源からの保護 | 電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボッ |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|-------|--|--|------|-----------|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第九条 続き | | 置が講じられるものとする。 | | | | クスは、電線及び充電部を保護するために使用される金属製製品で、製品に電気を流さないことから、温度上昇しないので、火災の危険はないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十条 | 火傷の防止 | 電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|----------------|---|--|---------------------------------------|--|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十条 続き | | | | | | 気を流さないことから、温度上昇しないので、火傷の危険はないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十一条第1項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条9 9.1 9.1.1 | 箇条9 構造 9.1 構造一般 9.1.1 内面は、電線を損傷させるような、又は施工者若しくは使用者に危害を及ぼすような鋭いエッジ、ばり又は表面の突起があつてはならない。 | |
| 第十一条第2項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条9 9.1 9.1.4 9.1.8 9.1.9 | 箇条9 構造 9.1 構造一般 9.1.4 溶接した部分又はかん合した部分は、衝撃等によって容易に離れてはならない。 9.1.8 一種金属製線びは、ベースとキャップとが完全にかん合し、衝撃等によって外れてはならない。 9.1.9 二種金属製線びは、固定金具などによって本体とカバーとが衝撃等によって外れないようにしなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第 3-1 部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------------|------|----|----|--------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一 条第2項 続き | | | | 箇条 10 | 箇条 10 機器的特性 | |
| | | | | 10.1.1 | 10.1.1 金属製線び、附属品及びボックスは、適切な機械的強度をもつものでなければならない。 | |
| | | | | 10.1.2 | 10.1.2 電気機器を取り付けるように設計した附属品は、施工中及び施工後の両方において、電気機器を保持するために必要な機械的強度をもつものでなければならない。 | |
| | | | | 10.3.1 | 10.3.1 金属製線び及び金属製線び用の附属品の衝撃試験（金属製線び用のボックスを除く。） 試験後、試料に再使用できないような破損があつてはならない。 | |
| | | | | 10.3.2 | 10.3.2 金属線び用のボックスの衝撃性試験 試験後、試料に破壊の兆候がなく、目視で確認できるひび割れがあつてはならない。また、衝撃性試験後にカバー（キャップ）があるものは、カバー（キャップ）が外れてはならない。 | |
| | | | | 10.6 | 10.6 カバー（キャップ）保持力試験 カバー（キャップ）は製造業者又は販売業者の説明書に従つて本体に固定し、端面から 50 mm の位置を手でつかみカバーを外すための適切な力を加えたとき、カバーはベースから外れてはならない。 | |
| | | | | 10.101 | 10.101 ノックアウト強度試験 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第 3-1 部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------------|--------------------|---|--|------|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一 条第2項 続き | | | | | ロックアウトに、JIS C 0920 の試験指と同等寸法の真っすぐで関節のない試験指の先端によって 10 N の力を 1 分加え、試験中ロックアウトが破損してはならない。 | |
| 第十二 条 | 化学的危険源による危害又は損傷の防止 | 電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、電線を保護するために使用される製品で、一般的に人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------|------------------------|---|--|------|---|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十三条 | 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止 | 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十四条 | 使用方法を考慮した安全設計 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条4 | 箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） ケーブルトランキング及びダクティングシステムの金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、収納された電線又はケーブルの機械的保護を確実にを行うように設計され構成されてなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|--------------------|---|--|------|-----------|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十五条第1項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十五条第2項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|--------------------|---|--|------|-----------|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十五条第3項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十六条 | 保護協調及び組合せ | 電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 部品であるため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十七条 | 電磁的妨害に対する耐性 | 電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、電磁的妨害による誤動作により安全機能に障 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|--------|---------|--|--|------------|--|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十七条続き | | | | | | 害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十八条 | 雑音の強さ | 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスは、電線及び充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十九条 | 表示等（一般） | 電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見や | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条7 7.2 | 箇条7 表示 7.2 表示は、耐久性があり、はっきり読み取れなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|------------------------|--|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| | | すい箇所容易に消えない方法で表示されるものとする。 | | | | |
| 第二十条第1号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|------------------------|--|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第2号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ） 製造年</p> <p>（ロ） 設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |
| 第二十条第3号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ） 製造年</p> <p>（ロ） 設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-3-1:2017

規格名：電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|------------------------|--|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第4号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |